

総行情第159号  
平成21年12月2日

各都道府県地域情報化担当部長 殿  
(地域情報化担当課扱い)  
各都道府県総務担当部長 殿  
(財政担当課扱い)

総務省自治行政局地域情報政策室長

辺地共聴施設整備事業について（通知）

総務省では、2011年の地上デジタル放送への全面移行を確実に達成するため、地上デジタル放送対応を目的とする辺地共聴施設整備事業について、市町村が負担する部分に対して、都道府県が助成をする場合に、当該都道府県に対して所要の地方財政措置を講ずることとしました。

各都道府県におかれましては、辺地共聴施設のデジタル化に当たって、下記事項に留意の上、適切な事業の実施を図られますようお願いいたします。

記

1 対象となる施設について

地上デジタル放送への対応を目的とする辺地共聴施設の整備については、テレビジョン放送局から遠隔の地にあり又は山間地等地理的条件により、地上系によるテレビジョン放送の難視聴解消を目的とするものを対象とする。

2 対象となる事業について

電波遮へい対策事業費等補助金を受けて実施される辺地共聴施設改修整備事業及び辺地共聴施設新設整備事業

3 財政措置について

施設整備に要する経費のうち市町村が負担する部分に対して、都道府県が助成をする場合、当該都道府県に対して特別交付税を措置する。

ただし、有線共聴施設の場合は、国庫補助対象経費から国の負担額及び1世帯あたり

3.5万円を控除した額を特別交付税措置対象経費の上限とする。